

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う 事務取扱いの変更について（令和4年10月1日施行）

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、令和4年10月1日から下記のとおり取扱いが変更となります。

1 建築行為を伴わない認定が可能となります

優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定（維持保全計画のみで認定）できる仕組みが創設されました。

2 長期使用構造等に係る基準が改正されます

これに伴い、改正法施行後は新基準が適用されますので、申請時にはご注意ください。いただきますようお願いいたします。

※詳しくは国土交通省ホームページをご参照ください。

3 建築行為を伴わない認定手数料について

建築行為を伴わない認定手数料は戸建住宅の場合、**12,000円**
（変更 **6,000円**）となります。

その他の金額は次の一覧表をご覧ください。

(5) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料(建築行為なしの場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		12,000円	68,000円
共同住宅等	5戸以内	23,000円	160,000円
	5戸を超え、10戸以内	40,000円	260,000円
	10戸を超え 25戸以内	61,000円	510,000円
	25戸を超え、50戸以内	110,000円	910,000円
	50戸を超え、100戸以内	170,000円	1,600,000円
	100戸を超え、200戸以内	290,000円	2,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	360,000円	4,100,000円
300戸超え		400,000円	5,000,000円

(6) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料(建築行為なしの場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		6,000円	34,000円
共同住宅等	5戸以内	11,500円	80,000円
	5戸を超え、10戸以内	20,000円	130,000円
	10戸を超え 25戸以内共	30,500円	255,000円
	25戸を超え、50戸以内	55,000円	455,000円
	50戸を超え、100戸以内	85,000円	800,000円
	100戸を超え、200戸以内	145,000円	1,450,000円
	200戸を超え、300戸以内	180,000円	2,050,000円
300戸超え		200,000円	2,500,000円